

第一百九十八回国会院会

経済委員会議録第十三号

令和元年五月二十二日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 赤羽一嘉君

理事 穴見陽一君

理事 小林鷹之君

理事 西村明宏君

理事 落合貴之君

理事 富田茂之君

理事 石崎徹君

理事 尾身朝子君

理事 神山周平君

理事 神田裕君

理事 佐々木紀君

理事 田野瀬太道君

理事 野中厚君

理事 穂坂泰君

理事 佐市君

理事 岩田道孝君

理事 池田和親君

理事 神谷昇君

理事 神田憲次君

理事 熊田裕通君

理事 星野洋明君

理事 富樫博之君

理事 百武公親君

理事 三原俊介君

理事 堀井学君

理事 剛士君

理事 伸君

理事 要君

理事 朝彦君

理事 勉行君

理事 宗清皇一君

理事 山際大志郎君

理事 菅直人君

理事 太田昌孝君

理事 足立康史君

理事 松平浩一君

理事 山崎誠君

理事 太田昌孝君

理事 足立康史君

政府特別補佐人(公正取引委員会委員長)

政府参考人(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

内閣官房内閣情報調査室 森美樹夫君

政府参考人(内閣官房内閣情報調査室) 森美樹夫君

政府参考人(内閣官房内閣情報調査室) 森美樹夫君

律の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

○赤羽委員長 これより会議を開きます。

理事の辞任の件についてお諮りいたします。

理事穴見陽一さんから、理事辞任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に築和生さんを指名いたします。

○赤羽委員長 内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長田川和幸さん、内閣官房内閣情報調査室内閣審議官森美樹夫さん、公正取引委員会事務総局官房審議官諫訪園貞明さん、公正取引委員会事務総局経済取引局長菅久修一さん、公正取引委員会事務総局審議官佐々木浩さん、外務省大臣官房審議官高橋克彦さん、経済産業省大臣官房審議官風木淳さ

補欠選任

堀井学君

宗清皇一君

百武公親君

本田太郎君

熊田裕通君

神田憲次君

山際大志郎君

同日 辞任

神田憲次君

八木哲也君

山際大志郎君

同日 辞任

神田憲次君

同日 辞任

だと、海外の当局に流れてしまうのかな、そういうおそれがあるのかなと思うんですね。

何で問題かというと、一方、海外では、今言った不公正な取引方法とか私的独占についての情報というのは秘匿特権の対象となるので、そうなると、海外からは秘匿特権の対象なので情報をもらえないんですけども、日本では秘匿特権の対象じゃないから出ていくと、やはり不公平なところが出てくるのかな、非常に不都合なところが出てくるのかなと思うんですね。

が出てくるのかな、非常に不都合なところが出てきたがって、この点、どういうふうに考えておられるのか、最後、お聞かせください。

○諏訪園政府参考人 お答え申します。

独占禁止法第四十三条の二というのがございまして、ここで、外国の競争当局に対し情報提供を行うことができるということを規定しております。この同条第一項ただし書きにおきまして、情報提供を行うことが、この法律の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合には、情報提供を行うことはできないというふうに規定しているところでございます。

これは、情報提供を行うかどうかに当たっては、我が国の利益を侵害するおそれを踏まえまして判断することを規定したものでございまして、例えば、外国の競争当局に情報提供を行うことで事業者の協力が得られにくくなったり、その後の独占禁止法の執行に悪影響を及ぼすなどのおそれがある場合には、情報の提供を行うことはできないとしております。

したがつて、委員御指摘のありました私的独占や不公正な取引方法について、弁護士と依頼者の間の通信に係る文書が今回の法改正に伴う保護の対象から外れるということからして、直ちに海外の競争当局に対する情報提供の対象になるというわけではありません。提供するかどうかは、全て公正取引委員会の判断に委ねられております。こうした文書の取扱いにつきましては、公正取引委員会としましては、審査活動に与える影響を

踏まえまして、十分慎重に対応してまいりたいと考えております。

○松平委員 安心しました。というか、ぜひとも十分に慎重な御対応をお願いしたいと思います。時間が参りましたので、これにて質問を終わります。どうもありがとうございました。

○赤羽委員長 次に、浅野哲さん。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。

本日は独占禁止法の改正案について質疑をさせさせていただきますけれども、今般、本当に、日本経済、産業界、グローバル化が進展している中で、国内企業のみならず、海外からの国内市場参入者も含めて、いかに公正公平な取引を実現するか、そういう観点で本日は質問用意をさせていただきますので、ぜひとも真摯かつ建設的な議論をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初の質問なんですが、本日、資料の一をごらんいただければと思いますが、こちらの上の部分のグラフには、過去、平成二十五年度から二十九年度までの五年間で、独占禁止法に反した行為を行ったことによつて排除措置命令を受けた件数というのが推移として載っております。

簡単に御説明いただけますでしょうか。

○南部政府参考人 お答えいたします。

内訳、排除措置命令の件数で見ますと、上の表

まして、折れ線グラフの方は、これは対象となる事業者の数というのがトータルで記載されているんですけれども、この内訳といつたものをまずは簡単に御説明いただけますでしょうか。

○南部政府参考人 お答えいたします。

違反行為の内容、内訳について一概のお答えと

いうのは難しいと思うんですけども、過去五年をならして見ると、民間部門の受注調整であるとか入札談合に対しても相当程度対処してきている

〔委員長退席、富田委員長代理着席〕

五件、それ以外が二件ということです。

これが事業者の数でお答えいたしますと、平成五件、それ以外が二件ということです。

これを事業者の数でお答えいたしますと、平成

二十五年度の価格カルテルにつきましては三十六名、それから、入札談合につきましては五十二名、受注調整につきましては百二十一名、それから、それ以外が一名ということ。平成二十五年度のこの黄色い部分、受注調整を行つた百二十一者のうち、実は百二十一者全につきましては、価格カルテルが二名、入札談合で十八名、受注調整で十九名、それ以外が二名と

いつた、こんな内訳でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

皆さんのお手元には、配付資料の一の下段に、今の答弁の内容、これは公取の方にまとめていただいたものでありますけれども、各年ごとに記載をしてございます。

今回の独禁法、改正をする必要性について、ちょっとこのグラフを用いながら議論をさせていただきたまんのですけれども、このグラフを見ますと、平成二十五年度というのは違反をした事業者の数の方のグラフを見ておりますが、例えば黄色の、受注調整をした業者が百二十一者と、かなり多いのが目立つと思います。

そして、二十六年度を見ますと、今度は価格カルテルを行つた事業者が百二十一者ということがあります。こちらも非常に目立つわけでございます。

そこで、二十六年度を見ますと、今度は価格カルテルを行つた事業者が百二十一者ということがあります。こちらも非常に目立つわけでございます。

また、同じく平成二十五年度の五十二件、五十二者がかかわつていて、この入札談合でありますも、この五十二者のうち、これも五十二者全でが千葉県内で実施をされた土木工事。特にこの工事の内容には、震災のときに液状化が起きましたよね、あの液状化の地域の復旧工事もその中には含まれていたということで、これもまた震災に関与する事案がありました。

次の平成二十六年度は、調べたら、実は震災関係ではなく、ある段ボール業界で行われたカルテルだつたということがわかつたわけです。

私が言いたいのは、この震災に起因した公共事業で平成二十五年度は非常に大きな数字が出ていましたが、この震災に起因した公共事業で平成二十五年度は非常に大きな数字が出ていますけれども、それ以外の年は、段ボールのカルテルを除けば、それほど上昇傾向ではないし、減少傾向にもありませんけれども、年間、比較的低いレベルで推移をしているという現状であります。

それから、業種につきましても、なかなかこれは一概にお答えすることは難しいんでございますけれども、例えば平成二十五年度当時につきましては、建設業に係る入札談合であるとか民間部門

の、黄色のところですけれども、受注調整が七件、それ以外が一件ということ。これを二十九年で見ますと、同様でありますけれども、価格カル

テル一件、入札談合五件、民間部門の受注調整が七件、それ以外が二件ということです。

そういうふうに考えております。

○杉本政府特別補佐人 独占禁止法の現行の課徴

いて、ありがとうございます。

資料をいただいて私の方で少しあべたところ、例えば平成二十五年度のこの黄色い部分、受注調整を行つた百二十一者のうち、実は百二十一者全でが送電網の改修工事に関する工事であつたと

いうことがあります。

○浅野委員 全体的なお話を、傾向を御答弁いただ

金制度は、一律かつ画一的に算定、賦課するものでございますため、事業者の調査協力の内容を勘案して課徴金を決定することができないことから事業者による協力が促進されず、効率的、効果的な真相解明、事件処理に支障が生じていると考えております。また、事業者の経済活動の、企業形態の多様化、複雑化が進む中で独占禁止法違反行為も多様化、複雑化しておりますと、そのような真相を踏まえて機動的に対応して適切な課徴金を賦課することができない事案が生じているところです。

このため、公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを高める仕組みを導入いたしました。

そのため、公正取引委員会の協力による効率的、効果的な真相解明、事件処理を行う領域を拡大するとともに、複雑化する経済環境に応じて適切な課徴金を課せるよう、所要の改正を行いたい

と思っております。

先生御指摘のように、毎年、措置命令、法的措

置をする案件はいろいろあります。多岐にわたります。

こういう問題に対しても、やはりよりよ

り効率的、効果的に事案を処理していくという要

請は非常にますます強くなっていると思います。

しかししながら、現在の税法上では、税法の枠組

みの中では、例えば、帳簿類については七年間と

いうのが保存すべき期間というふうに定められておりまして、八年前から十年前までのこの期間と

おかれれば、さかのぼるというふうに思いますが、

これまでさかのぼるという場合には、そのさかのぼ

るための資料が残っていないといけない、残しておかなければいけないというふうに思いますが、

さかのぼる保証はないという状況にあります。

たがつて、これは十年前までさかのぼるとして

も、必ずしもさかのぼれる保証はないといいます。

保していく必要性はあるのではないかと思いま

して、その複雑化した事案の解明、複雑化した事

案に対して課徴金を対応していくという必要性に

迫られているということです。

○浅野委員 ありがとうございます。

複雑化しつつあるこうした事案に対して適切に

対応するというその必要性は私も理解はできます

ので、しっかりと、この法案の中身についてはその

趣旨に合った運用をお願いしたいんです。

私がから一つ言いたいのは、今申し上げたこのグ

ラフを見ると、例えば東日本大震災のような大き

な被害、インフラが被害を受けたりあるいは大規

模な何らかの影響が及ぶような事案が発生した直

後に、やはりこういうカルテルとか受注調整とか

というのはどうしても上昇する傾向にあります

で、そういうタイミングで、しっかりとこうした取

てまいりまして、より実効性を高めるための幾つかの質問、議論をさせていただきたいと思いま

す。

では、この後はこの法案の具体的な中身に入っ

てまいりまして、より実効性を高めるための幾つ

かの質問、議論をさせていただきたいと思いま

す。

まず、今回、独占禁止法改正によつて算定期間

を現状の三年から十年に延長するという見直しが

されることがあります。これは幾つかや

はり懸念点がございまして、一つは、算定期を十年

までさかのぼるという場合には、そのさかのぼ

るための資料が残っていないといけない、残して

おかなければいけないというふうに思いますが、

しかしながら、現在の税法上では、税法の枠組

みの中では、例えば、帳簿類については七年間と

いうのが保存すべき期間というふうに定められて

おりまして、八年前から十年前までのこの期間と

おかれれば、さかのぼるというふうに思いますが、

さかのぼる保証はないといいます。

しかししながら、現在の税法上では、税法の枠組

みの中では、例えば、帳簿類については七年間と

いうのが保存すべき期間というふうに定められて

おりまして、八年前から十年前までのこの期間と

だきたいというふうに思います。

統いて、関連してすれども、先ほど少し申し上げました判別官。今回は判別官という方が公取の中に位置づけられまして、この方が提出すべき証拠かどうかの判別を行うという仕組みであります。

ちょっと今回問題提起したいのは、この判別官というのは公取の職員の方が行う、そして、提出された証拠を使って審査をする審査官も公取の職員の方が行うということです。どちらも公取の職員の方が行うわけです。そうすると、やはり事業者から見たときに、この判別官の方が公平公正な判断をしてくれるのかどうか、公正さが担保されているのかどうかというところが非常に重要な視点になつてくるわけです。

この公正さを確保するために、今回どのような対応をとつていらっしゃるのか。このあたりの答弁をいただきたいと思います。

○菅久政府参考人 お答え申し上げます。

判別手続の中立性、公正性を確保するという観点から、この判別手続につきましては、事件調査を担当する審査局の職員ではなく、事件調査に関与していない官房の職員が実施するということを考えております。また、調査に従事したことのある職員はみずからが従事した事件の判別手続には従事できない、そうした運用も行うことを考えております。

さらにも、判別手続を実施する職員には、弁護士などの法曹資格を有する人員を充てるとということを含めて検討していきたいと考えてきました。

○浅野委員 ありがとうございました。

こちら、大臣にも一言いただきたいんですけども、この判別官の公正さというのが非常に大事だと私は思っています。

最近のこの経済産業委員会での議論の内容を見

ておりますと、例えば昨年、そしてことしも特

法の改正を行いまして、証拠提出手続の中で、提出すべきかどうか、あるいは現場に立入調査をするべきかどうかの判断をする人間は、第三者、直接担うというような内容でありました。

それだけ、こういう証拠を提出すべきかどうか

という判断については公正さが求められるというこの裏返しなんだろうというふうに思いますけれども、今回、この独占禁止法の改正においても、判別官の公正さを担保するというために第三者の活用という部分もぜひ御検討いただきたいというふうに思つんですが、この点について御所見を伺いたいと思います。

○宮腰国務大臣 議員御指摘のように、判別官の外的公正性の確保は重要であるというふうに認識をいたしております。

今後、公正取引委員会において、お尋ねの制度を整備する際には、御指摘の点を十分に踏まえて検討されるものというふうに承知をいたしております。

○浅野委員 どうもありがとうございました。

ぜひ、今後の検討に当たっては、今の点、十分に御配慮いただきたいと、いうふうに思います。

次回の質問になりますけれども、今回、課徴金減免制度の内容が一部見直されるということなんですが、この課徴金減免制度を受けた事業者

というのは、言いいかえれば、犯してしまった違法行為に対してしっかりと反省をし、検査に誠実に協力をしたという評価を受けたという意味合いも

あると思うんですね。

事業者の立場からすれば、意図的にせよ意図的でないにせよ、やはり、その違反行為によって社会的責任が低下をしてしまうわけです。その後、

その信頼を取り戻す作業というのは大変なものが

あると思うんですけれども、しっかりと誠意を

持つて検査に協力した事業者については、課徴金減免制度を受けた場合には、受けたという事実を

しっかりと公表して、表化して、この事業者は誠意

を持って対応しましたよということを出してい

く、そんな支援という言い方ではふさわしいかどうかわかりませんが、こうした対応も政府としては必要だと私は思うのですが、やられているのかやられていないのか、やられていないければ、やるべき可能性はあるのか。このあたり、御答弁をいただければと思います。

○南部政府参考人 お答えいたします。

法運用の透明性確保といった観点から、現在の課徴金減免制度の適用を受けた事業者につきましては、各事件の報道発表等におきまして免除の事実あるいは減額の率を一律に公表させていただいているところでございます。この運用は今後も同じだらうと思います。

〔富田委員長代理退席、委員長着席〕

○浅野委員 公表されているということで確認させていただきました。ありがとうございます。

続いて、課徴金制度について引き続き質問させさせていただきます。ありがとうございます。

○浅野委員 公表されていましたが、そ

れで、課徴金制度について引き続き質問させさせていただきますが、今回、この課徴金は、国内に

売上げがあることを前提に算出をされるような数式になつております。ただ、その一方で、経済が

グローバル化する中で、売上げが国内に上がらないというのも、これからどんどんたくさん発生していくんじゃないかなと思うんですね。

売上げが海外で計上されたとしても、消費者は

国内において、取引される商品も国内にあってい

うようなケースというのも、これから場合によつては考えられるんじやないか。特にIT産業なん

かはその傾向が非常に顕著です。

こうしたことを受けますと、今回、なぜ課徴金

算定に当たつて国内の売上げというのを前提にしているのか。この理由を改めて説明をいただきました。

○杉本政府特別補佐人 独占禁止法は日本市場に

おける行為というものに着目して対応するものでござりますので、そういうものに着目して課徴金をかけているというのが基本的な今の施策、制度の考え方でございます。

したがいまして、日本市場において行動する者が、それは外国企業であろうと日本企業であろうと、それは関係なく課徴金の対象になるものと考えております。

先生の御指摘の話は、国際市場分割カルテル等において、海外事業、いわゆる海外にしか売上げがないような企業に対しても課徴金をかけるべきかどうかという御議論だと思います。

この点に関しまして、私どものところでやつていただきました独占禁止法研究会、二十八年二月から二十九年三月の間に開催いたしましたが、その報告書の中では、国際市場分割カルテルに対し課徴金を賦課することが提言されております。

したがいまして、私どもも、その報告書を受けた、国内において売上げのない事業者が違反行為から得る不当利益につきまして、当該事業者の国外における売上金をもとに擬制するというようなことについて課徴金を課す制度を導入できないかと、いうことを検討してきたところでございます。

しかしながら、この制度につきましては、法制上の課題、法律上どういうふうにそれを仕組んで法律的な整合性がとれるかというところについてなかなかその課題をクリアする案ができませんでして、そのところで引き続き検討することとなりまして、本法案に盛り込むことは見送つたところです。

しかしながら、この制度につきましては、法制上の課題、法律上どういうふうにそれを仕組んで法律的な整合性がとれるかというところについてなかなかその課題をクリアする案ができませんでして、そのところで引き続き検討することとなりまして、本法案に盛り込むことは見送つたところです。

○浅野委員 今の、海外の、国内に売上げのない事業者に対する何らかの形で課徴金に準ずるよう

なそういうペナルティーを与える方法と、いうもの

については、本日の参考資料の資料五を見ていただきたいんです。

平成二十一年度にこの法律を改正した際に、こ

の赤枠の中をごらんください、この課徴金制度、

課徴金だけではなくある一定の制裁金のよう

度はつくれないのか、現に国外の諸外国では制裁金という形でかなり柔軟な運用がされているという実績もありまして、そうした海外に倣つて、課徴金というもう決まつた数式で出された金額だけではなく、制裁金という形で、ある程度裁量を持った制度も盛り込めないのかという議論をした際に、当時の竹島公正取引委員長の答弁として、やはり今の課徴金制度は裁量性に欠けているのではないかというような趣旨の答弁がありました。この制裁金という制度の導入というのはできるのかできないのか。これは今公取の中で議論はされてきているんだとは思いますけれども、そのあたりの現状についても答弁可能であれば、教えていただけますでしょうか。

○杉本政府特別補佐人 現在の独占禁止法の成り立ちからいたしますと、発生した不当利得以上のものを課徴金として徴収するんだという仕組みになつておりますので、それを超えて、先生おっしゃるような制裁金とか裁量性のあるような形で賦課するということについては、今の独占禁止法の中でも織り込むということについてはなかなか法制上難しいというようなことに、いろいろ検討して議論した結果なつておりますので、そのところはまた、どういうことで考えていくかというところを引き続き公正取引委員会としては検討していくことが必要なんじゃないかと思っております。

○浅野委員 時間が参りましたので終わります。どうもありがとうございました。

○笠井委員長 次に、笠井亮さん。

○笠井委員 日本共産党的笠井亮です。

本法案は、カルテルや入札談合に対する課徴金の算定範囲を追加することで独占禁止法違反行為の抑止を図ろうとするものであります。

まず、宮腰担当大臣に伺いたいと思います。

今回の課徴金制度見直しの背景と効果なんですけれども、現行の課徴金の算定方式では、いわば画一的、機械的な要件と方式で算出する仕組みになつてきているために、法が予定をしていない違反行

度はつくれないのか、現に国外の諸外国では制裁金という形でかなり柔軟な運用がされているという実績もありまして、そうした海外に倣つて、課徴金というもう決まつた数式で出された金額だけではなく、制裁金という形で、ある程度裁量をした制度も盛り込めないのかという議論をした際に、当時の竹島公正取引委員長の答弁として、やはり今の課徴金制度は裁量性に欠けているのではないかというような趣旨の答弁がありました。この制裁金という制度の導入というのはできるのかできないのか。これは今公取の中で議論はされてきているんだとは思いますけれども、そのあたりの現状についても答弁可能であれば、教えていただけますでしょうか。

○宮腰国務大臣 独占禁止法の課徴金制度は、違

反行為に対し適切な課徴金を課すというための

ものということによろしいんでしょうか。

本法案は、この問題を是正をして、そして、違

反行為に対し適切な課徴金を課すことによ

ります。

よつて違反行為を抑止するための行政上の措置と

して、昭和五十二年に導入されました。課徴金

は、決定された算定方式に従つて、一律かつ画一

的に算定、賦課されております。

しかし、現行の一法律かつ画一的な課徴金制度

は、事業者による調査協力を促進するものではあ

りません。また、違反行為の実態に応じた適切な

課徴金を賦課することができない場合が生じてお

ります。

そのため、本法案により、事業者による調査協

力を促進をし、適切な課徴金を課すことができる

ようになります。これによりま

して、不当な取引制限等を一層抑止をし、公正で

自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利

益の増進が図られるというふうに考えておりま

す。

○笠井委員 そこで、杉本公正取引委員会委員長

に伺います。

この課徴金の額というのは、算定基礎掛ける算

定率マイナス減免額の方式で算定されるわけです

が、最初に算定率について伺います。

○笠井委員 そこが、過去、一

九九二年から二〇〇三年のカカルテル事件、九六年

から二〇〇三年の入札談合事件の違反事件の平均

不當利得が一六・五%と、全体の九割が8%以上

になつていて、この件に對応したものと聞いておりま

すけれども、伺いたいのは、二〇〇四年から二〇

一四年の不當利得の平均値といつのはどのようになつていてるんでしようか。

○杉本政府特別補佐人 先ほど申しましたとお

り、独占禁止法研究会におきまして平成二十九年

二月から二十九年三月までに検討を行いましたけ

れども、その間で、平成十六年度から平成二十六

年度、二〇〇四年から二〇一四年でしようか、の

措置を分析したところ、推計することができた事

例による不當利得の推計を行いました。前々回の

改正、十七年の改正でございますが、それで算定

率を一〇%に引き上げたと考えておりますけれど

も、その当時と比較しまして、不當利得相当額の

推計値が増加したような状況は認められなかつた

ということをございます。このため、今回、算定

率は一〇%に維持しているということでございま

す。

他方、この法案によりまして算定期間が三年か

ら十年に引き上げることにさせていただいており

ますので、その延長に伴いまして、課徴金の水準

が違反行為の実態に応じたより適正なものになる

のではないかと考えております。それによりま

して違反行為の抑止効果は高まるのではないかと

いふうに考えているところでござります。

○笠井委員 では、算定基礎を広げるということ

もあるというわけですが、広げることで課徴金水

準全体の引上げにつながるものになつているかと

いう問題であります。本算定期率の経緯を振り返

りたいと思います。

まず、一九九一年に一・五%から六%へと四倍

もの引上げが行われました。ところが、それでも

違反行為が減らずに、繰り返し違反を行う事業者

も後を絶たないために、二〇〇五年に一〇%へ更

に引き上げたものであります。

当時、一〇%にした根拠というのは、過去、一

九九二年から二〇〇三年のカカルテル事件、九六年

から二〇〇三年の入札談合事件の違反事件の平均

不當利得が一六・五%と、全体の九割が8%以上

になつていて、この件に對応したものと聞いておりま

すけれども、伺いたいのは、二〇〇四年から二〇

一四年の不當利得の平均値といつのはどのように

なつていてるんでしようか。

○杉本政府特別補佐人 先ほど申しましたとお

り、独占禁止法研究会におきまして平成二十九年

二月から二十九年三月までに検討を行いましたけ

れども、その間で、平成十六年度から平成二十六

年度、二〇〇四年から二〇一四年でしようか、の

措置を分析したところ、推計することができた事

例による不當利得の推計を行いました。前々回の

改正、十七年の改正でございますが、それで算定

率を一〇%に引き上げたと考えておりますけれど

も、その当時と比較しまして、不當利得相当額の

推計値が増加したような状況は認められなかつた

ということをございます。このため、今回、算定

率は一〇%に維持しているということでございま

す。

本法案は、この問題を是正をして、そして、違

反行為に対し適切な課徴金を課すための

ものとならないこととなんでしょうか。

本法案は、この問題を是正をして、そして、違

反行為に対し適切な課徴金を課すための